

第33号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵等に関する所要の経過措置を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則に次の4項を加える。

（危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

- 5 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。第8項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により，新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第7項までにおいて「新規対象」という。）のうち，第33条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置，構造及び設備に係る技術上の基準については，同号の規定は，当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り，適用しない。
 - (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は，その設置される条件及び使用される状況に照らして，十分な強度を有し，かつ，漏れない構造であること。
 - (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が，平成24年7月1日において現に貯蔵し，又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 6 新規対象のうち，第33条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については，同号の規定は，平成25年12月31日までの間は，適用しない。
- 7 新規対象のうち，第33条の2第2項第1号から第8号まで，第33条の3の2（第3号を除く。）又は第33条の4第2項（第1号，第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置，構造及び設備に係る技術上の基準については，これらの規定は，当該新規対象が付則第5項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り，平成25年6月30日までの間は，適用しない。
- 8 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し，又は取り扱う場合にあつては，

指定数量の2分の1以上) 指定数量未満の危険物を貯蔵し, 又は取り扱うこととなる者は, 平成24年12月31日までにその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

附 則

この条例は, 平成24年7月1日から施行する。

参 照

芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵等に関する所要の経過措置を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されることにより、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもののうち基準に適合しないものについて、次のとおり経過措置を講じる。

(付則第5項から第8項まで関係)

※ 指定数量とは、その性質や危険性により、危険物ごとに危険物の規制に関する政令で定められた数量をいう。

- (1) 新たに危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下「新規対象」という。）のうち、危険物を取り扱う配管の基準に適合しないものについては、次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、配管の基準を適用しない。

ア 十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

イ 新規対象に係る危険物の指定数量に対する割合が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の指定数量に対する割合を超えないこと。

- (2) 危険物を貯蔵する容器の表示基準については、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う基準に適合しないものについては、(1)イの基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

- (4) 新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

3 施行期日

平成24年7月1日